

県指定天然記念物及び名勝の現状変更について

1 経緯

- 神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る無許可現状変更（別紙参照）について、横須賀市大楠漁業協同組合（以下、「事業者」という）が令和3年6月に実施した、第1回目のモニタリング調査の結果を踏まえ、令和3年9月2日付けで、当該現状変更許可条件に係る「今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならない」ことを確認し、同日に事業者に対して許可効力の発生に関する通知書を手交した。

なお、本件は令和3年3月25日、7月27日、8月26日、11月18日、令和4年2月22日、9月1日、11月28日、令和5年2月14日7月26日、及び12月4日の県文化財保護審議会にて協議、報告済。

- 今回、事業者が許可条件に基づき、第10回のモニタリング調査を令和5年9月29日に実施し、11月28日に調査報告書が横須賀市教育委員会を通じて県教育委員会へ提出された。

(参考) 令和3年5月10日付け現状変更許可に係る主な許可条件

- 現状変更の海洋環境への影響の程度を把握するため、当該水域におけるモニタリング調査を実施し、その結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずることとする。また、許可の効力が生じた場合にあっても、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、モニタリング調査を3年間に渡り継続すること。

2 県教育委員会の対応

- 令和5年度第3回 県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係るモニタリング調査報告検討委員会の開催（令和5年11月30日）

第10回調査結果等について協議を行った結果、次のことが確認された。

ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。

イ ただし、浚渫された消波堤内側の底質に係るデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。

3 今後の予定

- 現状変更の許可条件のとおり、事業者は、許可の効力が生じた場合にあっても現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、年間4回（春夏秋冬）のモニタリング調査を令和6年3月まで継続する。

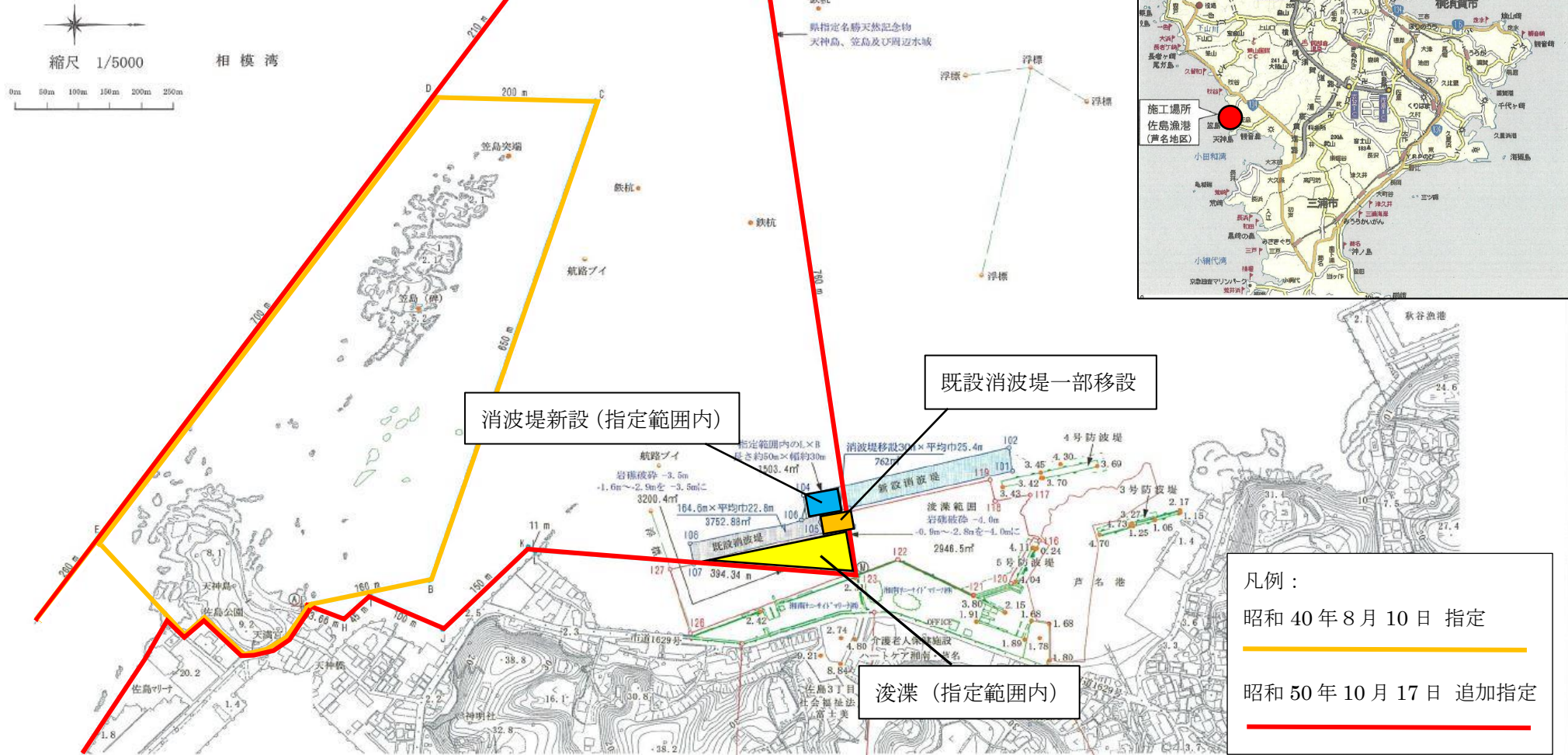
なお、事業者は令和5年12月1日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、第11回目のモニタリング調査を実施した。

- 現状変更許可書の通知書に記載のとおり、継続するモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請する。

神奈川県指定天然記念物及び名勝

「天神島、笠島及び周辺水域」指定範囲及び現状変更図

【※現状変更許可申請書添付図面より引用（一部編集）】



指定年月日 昭和40年8月10日
 (追加指定：昭和50年10月17日)
 所在地等 横須賀市佐島字天神崎 1498 番地ほか
 管理責任者 横須賀市教育委員会

事業者 横須賀市大楠漁業協同組合
 工事期間 令和元年8月21日～令和2年9月28日
 工事内容 漁礁兼消波堤設置及び岩礁破碎工事

【目的】：沿岸地域の高潮対策及び磯根資源の増大のため。

凡例：
 昭和40年8月10日 指定
 昭和50年10月17日 追加指定